

## 山梨市建設工事成績評定要領

平成27年 8月24日 制 定

平成28年10月19日 最終改正

### (目的)

第1 この要領は、山梨市建設工事検査要綱第12条の規定により山梨市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資するものとする。

### (評定の対象工事)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が150万円を超える工事について行うものとする。ただし、契約担当者が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

### (評定の内容)

第3 評定は、工事ごと独立して、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

### (評定者)

第4 第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行なう者（総合評定者）及び監督を行う者（第一次評定者及び第二次評定者）とする。

2 前項に掲げる評定者については、別表に定めるものとする。

### (評定の方法)

第5 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

ただし、1件の工事について評定者が二人以上の場合においては、それらの者が協議して評定するものとする。

2 評定の結果は、別に定める工事成績採点表（以下「採点表」という。）に記録するものとする。

3 評定は、山梨市建設工事執行規則第36条第7項に規定する修補が必要とされるときは、当該修補が行われる前の状態で評定するものとする。

(評定の時期)

第6 総合評定者は検査を実施したときに、第一次評定者及び第二次評定者は工事が完成したときに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の報告)

第7 評定は、第4に示す各評定者が順次記入後、遅滞なく契約担当者に報告するものとする。

(採点表の保管)

第8 採点表は、管財課で保管するものとする。

(評定結果の通知)

第9 契約担当者は、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。

(評定の修正)

第10 契約担当者は、第9の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正が行なわれたときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第11 第9又は第10第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により契約担当者に対して評定の内容について、説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第12 第11第2項の回答を受けた者は、説明を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により契約担当者に対して、再説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、「建設工事成績評定評価委員会」の審議を経て書面により回答するものとする。

附 則 （平成 27 年 8 月 24 日付け梨管財 4 第 8 - 2 号）  
（施行期日）

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 7 月 28 日付け梨管財 4 第 7 - 5 号）  
（施行期日）

- 1 この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 10 月 19 日付け梨管財 4 第 10 - 10 号）  
（施行期日）

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4第2項関係）

区 分		第一次評定者	第二次評定者	総 合 評 定 者
契 約 担 当 者	市 長	監 督 員	担当課長等	工事検査員 山梨市建設工事執行規則 （平成 17 年山梨市規則第 113 号）第 2 条第 4 号に規 定する検査員をいう。